

## 鳥取県告示第478号

平成22年鳥取県告示第132号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したミモザ鳥取店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村  
鳥取市
- 2 意見の概要  
意見なし
- 3 縦覧に供する期間  
平成22年8月6日から1月間
- 4 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176  
鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市経済観光課経済戦略課